平成２７年（フ）第３６６号
神奈川県大和市下鶴間2851番地　山王ハイツ202号
債務者　八木　好治
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６７号
神奈川県大和市渋谷１丁目４番地８　なごやかレジデンス高座渋谷
債務者　神宮　雪子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３号
岡山市北区芳賀　芳賀佐山団地８―104
債務者　野川　**敬**子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６号
釧路市貝塚２丁目９番17号　阿部ハイツ101
債務者　魚田　香織
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１８２号
横浜市神奈川区斎藤分町31番９号　デ・ソレイユＣ201号
債務者　梶　　英男（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６４号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目24番23号　メゾン赤塚102号
債務者　林　　巖
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６５号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目24番23号　メゾン赤塚102号
債務者　林　　公子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８号
熊本県天草市牛深町2917番地13
債務者　五十嵐　武
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月１日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第４号
長崎県平戸市岩の上町1246番地１　みゆきアパート203、従前の住所福岡県大牟田市龍湖瀬町８番地２　Ｋハイツ201号
債務者　永松　英治
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１７１号
名古屋市中川区高杉町103番１
破産者　澤田フェンス工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０９号
名古屋市中区新栄１丁目49番28号
破産者　株式会社鵜飼組
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２７号
青森県八戸市城下４丁目１番29号
破産者　上沢食品工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
愛知県知多市新広見186番地
破産者　有限会社大村建設
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０６号
名古屋市瑞穂区船原町３丁目７番地
破産者　株式会社エフ・ビー・シー
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９２２号
大阪市中央区久太郎町３丁目１番15号ユーアイビル204号
破産者　株式会社ライラック
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５０号
大阪府吹田市岸部南３丁目５番16号
破産者　株式会社コスモファニチャー
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１６号
大阪市住之江区平林北１丁目２番52号
破産者　有限会社総合物流サービス
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８８号
堺市西区築港新町２丁６番50号
破産者　藤木産業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係